# 役場での申告受付について

■日 程 下の表のとおり

■受付時間 午前:9時~11時

午後: 1時~ 4時

※来場されたら、受付係の指示に従ってください。

場 本庁 1 階会議室 ■会

支所第1・2会議室

			支所 第1・2会議室
2月	16日窟 〈 29日困	確定申告(一般) ※土日祝日を除く ※2月29日困は午後6時まで受付	
3月	1日窟	旧中央小校区	旧緑小校区
	4日月		
	5日図		
	6日丞	旧南小・西小校区	
	7日困		旧春富小校区
	8日金		
	10⊟⊟	閉庁日受付(予備日)	
	11日月	旧東小校区	旧春富小校区
	12日火		
	13日丞	旧神尾	小校区 干後6時まで受付
	14日困	※3月14日困は午	

- ※申告会場の混雑防止のため、旧小学校区で割り振りを行っています が、期間中はいつでも申告できます。
- ※申告期間は3月15日 金までですが、書類整理のため会場での受付は 3月14日困までとなります。
- ※申告の内容によっては、玉名税務署での申告をお願いする場合があ ります。
- ※株式等の配当・譲渡収入の申告をされる方は、 玉名税務署での申告をお願いします。
- ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

### 注意事項

- ■必要書類が不足している場合は、申告受付ができません。
- ■収支内訳書の作成(収入・経費の計算)、医療費の計算 などが済んでいない場合も、原則、申告受付ができません。

このような場合には、受付順が前後することが ありますのでご了承ください。

## 申告に必要なもの

1. 本人確認書類

→マイナンバーカードまたはマイナンバー 通知カードと運転免許証や健康保険の被 保険者証など

- 2. 通帳
  - →本人の金融機関口座番号がわかるもの
- 3. 給与・公的年金収入がある場合
  - →給与<br/>・公的年金所得の源泉徴収票(原
- 4. 農業収入・事業収入・不動産収入がある 場合
  - →あらかじめ収入と経費の集計を済ませ た収支内訳書、帳簿や通帳、経費の領収 書など
- 5. 株式・資産の譲渡や保険金の満期、給付 金や補助金の受給がある場合
  - →売買契約書、支払証明書、通帳など
- 6. 医療費控除を受ける場合
  - →医療費などの領収書または証明書、医 療費の明細書、保険金など補てんの額が 分かるもの ※あらかじめ医療費控除の 明細書を作成してください。
- 7. 社会保険料控除を受ける場合 →社会保険や国民年金などの保険料支払 証明書、控除証明書、領収書など
- 8. 生命保険料控除を受ける場合
  - →保険会社から発行される生命保険料払 込み証明書など
- 9. 地震保険料控除を受ける場合
  - →保険会社から発行される地震保険料払 込み証明書など
- 10. 寄付控除(ふるさと納税など)を受ける 場合
  - →寄付先から発行される寄付金控除証明 書など
- 11. 住宅借入金等特別税額控除を受ける場合 →売買契約書の写しのほか、多数の書類 が必要です。一度ご相談ください。
- 12. 利用者識別番号 (※交付を受けた人のみ) →玉名税務署交付の「利用者識別番号」 がわかるもの (通知など)

# 自宅からスマホ申告ができます

スマホでの申告は、待ち時間がなく、自宅から申 告ができます。

詳しくは、国税庁確定申告書等作成コーナーをご 覧ください。

国税庁 ホームページ

令和6年度 (令和5年分)

(国民健康保険税など)

# 甲告のご

問 税務課 町民税係 **☎**0968 ⋅ 86 ⋅ 5723

町県民税申告は、前年中の所得金額や所得控除額などに基づき、町県民税・国民健康保険税・介護 保険料・後期高齢者医療保険料などを算出します。また、この申告の内容は、年金の手続きや保育所 の入所、児童手当・扶養などの申請、福祉などの手続きに必要とされる各種証明(所得証明など)に も利用されます。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

# 町県民税申告が必要な人

令和6年1月1日時点で和水町に住んでいた人で、下 記の①から⑧までのいずれかにあてはまる人

- ①営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
- ②配当・譲渡(株式や資産の売買)の収入があった人 ※玉名税務署での確定申告をお願いします。
- ③令和5年の途中で退職した後、就職しなかった人
- ④医療費控除などの所得控除を受けようとする人
- ※医療費控除は、令和5年中の所得金額が200万円未 満の人はその5%を超えた額、所得金額が200万円 以上の人は10万円を超えた額の医療費を支払った人 が受けられます
- ⑤年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給 与以外の収入があった人
- ⑥公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人
- (7)住宅を借入金(ローン)で新築または増改築した人
- ⑧収入(所得)の額の多少にかかわらず、次の行政サー ビスの利用や給付などの対象になる人
  - ・国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険 料の低所得者に対する軽減を受ける人
  - ・国民年金保険料の免除、保育所の入所、児童手当、 児童扶養手当などの手続きをする人

# 【注意】

- (1) 年末調整を受けた給与所得者で、その給与以外の所 得が20万円以下の人、または公的年金収入金額が 400万円以下で、その年金以外の所得が20万円以下 の人などは、所得税の確定申告をする義務はありま せん。しかし、町県民税では「町県民税申告が必要 でない人」以外の人は、収入(所得)の額の多少に かかわらず、町県民税申告をする必要があります。
- (2) (1) の場合でも所得税の還付を受けるとき、または 給与もしくは公的年金の源泉徴収票に記載してある 控除以外の控除 (医療費控除等) を追加したいときは、 すべての収入 (所得) を申告する必要があります。

# 町県民税申告が必要でない人

- ●所得税の確定申告書を税務署へ提出す る人
- ●給与所得者で給与以外に収入がなく、 勤務先から役場へ給与支払報告書が提 出されている場合、または公的年金所 得者で公的年金以外に収入がなく、年 金保険者から役場へ公的年金支払報告 書が提出されている場合で、これらの 報告書に記載してある控除以外の控除 (医療費控除など)を追加しない人

# 【玉名税務署で申告される人】

#### ■申告会場

玉名税務署 1階(玉名合同庁舎)

#### ■開設期間

2月16日 金~3月15日 金 ※土日祝を除く 午前9時~午後4時

#### ●注意事項

・玉名税務署での申告は、事前予約 (LINE予約) 及び当日の整理券のみ の受付となっております。当日の整 理券は、数に限りがあり待ち時間も 要することになりますので、事前予 約をお勧めします。

# LINEによるオンライン予 約開始日:2月6日灭

→事前予約のページはQR

- コードから進んでください。 国税庁公式 LINE ・電話相談センターによる申告内容の 相談等
- ☎0968·72·2125(自動音声案内 「0」を選択)

申告に関する書類や相談は、国税庁 のホームページで確認できますのでご 利用ください。

**11** 広報なごみ 2024 February